

7月はサービス残業改善月間です！

～働いた時間外はきちんと請求しましょう～

時間外で働いても超過勤務手当を請求しない「サービス残業」は法律で禁止されています。厚生連労組は、7月～9月をサービス残業改善月間とし、超過勤務手当はきちんと請求する取り組みを行います。

厚生連労組のアンケート調査では、組合員の6割がサービス残業ありと回答。看護師は8割にのぼっています。

タイムカード打刻後の残業はやめよう !!!

「17時になるとスタッフの一人がタイムカードを押しに行き、まるで17時には帰っているように見せかけてして、それ以降も仕事をしている」「労基署が入ってからは、30分たったらタイムカードを打刻するように言われている」などの実態があります。タイムカード打刻後の残業は決してやってはならない法律違反です！

1人1人がサービス残業は違法だと認識し、定時退社できなかつたとき、働いた超過勤務をきちんと請求し、法律を守る労働環境をつくりましょう。



～超過勤務になるもの・・・(労働基準監督署見解)～

- ① 就業前の業務
- ② 決められた時間に休憩が取得できず、就業時間内にも休憩が取得できなかった時
- ③ 看護・介護記録の記入
- ④ 退院・転院サマリーの作成
- ⑤ フリセフター業務
- ⑥ 二交替時に仮眠がとれなかった時